個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	広報広聴課		
個人情報ファイルの利用目的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。		
記録項目	1 受理番号、2 受理年月日、3 受理者の職員番号、官職、氏名、所属、所属する本部係名又は署課名、4 受理窓口区分、5 受理態様、6 電話種別、7 申出者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、職業、勤務先、電話番号、メールアドレス、8 申出件名、申出種別、相談内容、重要度、9 関係者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、職業、所属事業所名、関係者の連絡先等、10 措置一連番号、11 措置年月日、12 措置者の職員番号、氏名、所属、所属する本部係名又は署課名、13 措置状況、14 措置結果、15 対応時間、16 引継先所属、本部係名又は署課名、17 引継理由、18 最終処置結果		
記録範囲	相談事案に係る受理者、申出者、関係者及び措置者		
記録情報の収集方法	相談受理・対応		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	警察庁		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 ☑無	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地		
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	鹿角警察署、大館警察署、北秋田警察署、能代警察署、五城 目警察署、男鹿警察署、秋田臨港警察署、秋田中央警察署、 秋田東警察署、由利本莊警察署、大仙警察署、仙北警察署、 横手警察署、湯沢警察署		
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号) に関する事務の適正な 遂行を確保するために利用する。		
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件(現金・物品)、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、15 遺失者連絡方法、16 処理結果		
記録範囲	遺失者(届出者)		
記録情報の収集方法	遺失者(届出者)からの提出		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) 秋田県警察本部 (所在地) 〒010-0951 秋	警務部会計課 田県秋田市山王四丁目1番5号
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	鹿角警察署、大館警察署、北秋田警察署、能代警察署、五城 目警察署、男鹿警察署、秋田臨港警察署、秋田中央警察署、 秋田東警察署、由利本荘警察署、大仙警察署、仙北警察署、 横手警察署、湯沢警察署		
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号) に関する事務の適正な 遂行を確保するために利用する。		
記録項目	1拾得区分、2受理番号、3受理方法、4受理日時、5受理警察署、6受理交番等、7公告の有無、8公告年月日、9取扱職員、10拾得日時、11拾得場所、12拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13届出者続柄、14届出者氏名、15拾得者権利区分、16拾得者氏名等告知同意区分、17施設占有者整理番号、18施設占有者名称・所在地・連絡先、19施設占有者交付受理日時、20施設占有者権利区分、21施設占有者氏名等告知同意区分、22警察からの返還連絡、23物件(現金・物品)、24保管場所区分、25特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26移送先警察署、27移送年月日、28保管委託年月日、29保管委託先氏名(名称)・住所・連絡先、30鑑査依頼年月日、31埋蔵文化財認定年月日、32任意提出年月日、33還付年月日、34遺失者連絡状況、35遺失者判明年月日、36遺失者連絡日時、37遺失者連絡方法、38遺失届受理番号、39遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40払出区分、41払出年月日、42払出氏名(名称)・住所(所在地)・連絡先		
記録範囲	拾得物件の拾得者(届出者・施設占有者を含む。) 払出先となる者(遺失者)		
記録情報の収集方法	拾得者(届出者・施設占有者を含む。)からの提出 遺失者への返還、払出手続		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)秋田県警察本部警務部会計課 (所在地)秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部生活安全企画課		
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。		
記録項目	1 防犯登録番号、2 車体番号、3 メーカー、4 車種、5 塗色、 6 氏名、7住所、8 電話番号、9 所轄警察署、10 組合支部		
記録範囲	自転車防犯登録に登録した者		
記録情報の収集方法	公益社団法人秋田県防犯協会連合会からの通知により収集 する。		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等			

個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル 口有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) (所在地)	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	青色回転灯等装備車両ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部生活安全企画課		
個人情報ファイルの利用目的	青色回転灯等装備車両による自主防犯パトロールを適正に 行うことができる旨の証明及び必要な標章等の事務手続の ために利用する。		
記録項目	1 管轄警察署、2 認定番号、3 申請年月日、4 団体名、5 団体所在地、6 代表者氏名、7 代表者住所、8 団体区分・パトロール実施地域、9 実施者番号、10 実施者氏名、11 標章番号、12 車名、13 型式、14 種別、15 用途、16 塗色、17 車体の形状、18 登録番号・車両番号、19 車台番号、20 使用の本拠の位置、21 所有者、22 使用者、23 申請者(代表者)と車両使用者の関係		
記録範囲	青色回転灯等装備車両による自主防犯パトロール団体申請 者及びその団体関係者		
記録情報の収集方法	申請者からの書類提出により収集する。		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等			

個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) (所在地)	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	防犯功労者、防犯功労団体等表彰ファイル	
行政機関等の名称	秋田県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自主防犯ボランティア活動を行っている防犯功労者及び防 犯功労団体に対する表彰のために利用する。	
記録項目	1氏名、2本籍・国籍、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6職業・職歴、7賞罰、8所属団体	
記録範囲	被表彰者	
記録情報の収集方法	被表彰者及び関係団体等からの提出により収集する。	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁、管区警察局、秋田県、防犯協会	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		

個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称) (所在地)	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	銃砲データ管理ファイル	
行政機関等の名称	秋田県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。)に関する 事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 管轄署、2 許可証番号、3 銃種、4 銃番号、5 銃身長、6 口径、7 氏名、8 性別、9 生年月日、10 住所、11 許可の有 効期限、12 原許可年月日、13 講習受講番号、14 技能講習番 号、15 譲受先、16 認知機能、17 処理結果、18 処理結果備 考、19 手数料、20 過去の許可番号	
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者(第9条の6第2項の規定により届出があった場合)、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者(第9条の11第2項の規定により届出があった場合)、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者(第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合)	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁	

開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地 訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号 5、7、10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条による。	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル	
行政機関等の名称	秋田県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。)に関する 事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 管轄署、2 用途別、3 許可証番号、4 許可番号、5 銃種、6 銃番号、7 追加打刻番号、8 銃全長、9 銃身長、10 銃口径、11 適合(空)実包、12 メーカ名、13 モデル名、14 替銃身本数、15 替銃身、16 銃特徴、17 氏名カナ、18 氏名漢字、19 性別、20 生年月日、21 本籍、22 住所、23 電話番号、24 職業、25 勤務先、26 職場電話番号、27 登録事由発生年月日、28 有効期限、29 記事欄、30 失効・取消事由、31 問題銃状態、32 原許可年月日、33 原許可番号、34 講習会、35 技能講習、36 前所持者	
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者(第9条の6第2項の規定により届出があった場合)、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者(第9条の11第2項の規定により届出があった場合)、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者(第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合)	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁	

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号 2、8、9、14、15、17、18、21、22の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条による。	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	深夜における酒類提供飲食店営業の届出に関する事務ファ イル	
行政機関等の名称	秋田県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	深夜における酒類提供飲食店営業の届出に関する事務に利 用する。	
記録項目	1 氏名、性別、年齢、生年月日、2 住所、電話番号、3 本籍、 国籍	
記録範囲	届出者、法人の役員	
記録情報の収集方法	申請者からの届出その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条 第1項の届出書を提出した者に係る1及び2の訂正は、同 条第2項及び規則第104条による。	

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
行政機関等匿名加工情報の概 要		
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リストファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部生活安全企画課		
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商品取引等事犯の捜査の 過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で 注意喚起を行うことにより、これら犯罪被害を防止する。		
記録項目	1案件年、2案件種別、3案件番号、4資料名、 5住所、6氏名、7電話番号		
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登録されている者		
記録情報の収集方法	警察庁からの情報提供		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	警察庁		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	交番・駐在所連絡協議会ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部地域課		
個人情報ファイルの利用目的	協議会を設置し、所管区内の住民等の意見・要望等を広く聴取して、相互に検討、協議することにより、安全で平穏な地域社会の実現を図る。		
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5年齢、6職業		
記録範囲	交番・駐在所連絡協議会員に関するもの		
記録情報の収集方法	委嘱予定者からの聴取		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	地域安全推進員名簿ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部地域課		
個人情報ファイルの利用目的	地域安全推進員の委嘱及び同制度の運営により、地域に密 着した活動を推進する。		
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5年齢、6職業		
記録範囲	地域安全推進員に関するもの		
記録情報の収集方法	委嘱予定者からの聴取		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	登山計画書ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部地域課		
個人情報ファイルの利用目的	安全登山の位置付けと遭難等発生時における迅速的確な捜 索救助活動に活用する。		
記録項目	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5年齢、6職業		
記録範囲	登山者に関するもの。		
記録情報の収集方法	登山計画書の届出		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		

個人情報ファイルの種別	口法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル	☑法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル	
行政機関等の名称	秋田県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供る事務をつかさどる組織の名称	應角警察署(花輪交番、小坂交番、毛馬内警察官駐在所、大場警察官駐在所、尾去沢警察官駐在所、大館警察官駐在所、大館警察官駐在所、十和田湖警察官駐在所、大館警察官駐在所、田村館、大館等察官駐在所、出内警察官駐在所、田村館、大館等察官駐在所、地内警察官駐在所、大海警察官駐在所、地内警察官駐在所、加内警察官駐在所、加口警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力警察官駐在所、加力等察官駐在所、加力等察官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官駐在所、加力等等官里的。 一個	

	官駐在所、高梨警察官駐在所、太田警察官駐在所、中仙警察官駐在所、豊成警察官駐在所)、仙北警察署(角館駅前交番、田沢湖交番、神代警察官駐在所、桧木内警察官駐在所、西木警察官駐在所、中川警察官駐在所、雲沢警察官駐在所)、横手警察署(横手駅前交番、増田幹部交番、十文字交番、栄警察官駐在所、朝倉警察官駐在所、金沢中野警察官駐在所,横手西警察官駐在所、平鹿警察官駐在所、吉田警察官駐在所、山内警察官駐在所、平鹿警察官駐在所、大森警察官駐在所、大雄警察官駐在所、成城警察官駐在所)、湯沢警察署(湯沢警察署所在地、稲川交番、羽後交番、雄勝交番、湯沢北交番、須川警察官駐在所、高瀬警察官駐在所、秋ノ宮警察官駐在所)、	
個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を 確保するため。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3職業、4勤務先、5住所、6電話番号、 7本籍、8非常の場合の連絡先	
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡 先。巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡 先	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
	(河位地) 010 0301 秋田朱秋田川田工四丁日「借55	

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	110番通報の受理に関するファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部通信指令課		
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため		
記録項目	1事案番号、2通報局、3続報元、4受理担当、5受理日時、6発生日時、7件名、8詳細件名、9警備会社、10管轄署、11交番等、12発生場所、13通報場所、14電話番号、15通報手段、16発信地、17通報者、18性別、19国籍、20日本語、21カナ氏名、22年齢、23救急車、24手配者、25出動、26指令担当、27PC着、28ら車数、29PB着、30PB数、31専務着、32他車数、33結果、34扱者、35指受者、36トリアージ		
記録範囲	110番通報の通報者・関係者、受理者・指令者及び対応者		
記録情報の収集方法	110番通報の受理者又は対応者による聴取		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田市山王4丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		

	☑法第60条第2項第1号	
 個人情報ファイルの種別	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号
1四人1月報ノアイルの作列	政令第21条第7項に該当す	(マニュアル処理ファイル)
	るファイル	
	□有□無	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

	直入IFTKファール海			
個人情報ファイルの名称	被保護者情報ファイル			
行政機関等の名称	秋田県警察本部長			
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	生活安全部人身安全対策課			
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法等に基づく保護取扱時の速やかな身柄の 引継ぎや、適切な関係機関等への通報等に資することを目 的とする。			
記録項目	・基本情報 1事案番号、2取扱所属、3保護年月日時分、4保護の種別、5発見の端緒、6発見場所 ・被保護者情報 1氏名、2異名の有無、3異名、4性別、5生年月日判明の有無、6生年月日等、7住所、8国籍、9身体特徴等、10職業、11認知症の疑いの有無、12延長の有無、13身柄の措置、1423条通報有の場合の措置 ・引取者情報 1氏名、2続柄、3住所、4連絡先・記事 1記事			
記録範囲	被保護者及びその引取者			
記録情報の収集方法	被保護者及びその引取者等からの確認			
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む			
記録情報の経常的提供先	警察庁			
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号			
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等				

		,
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	責任者選任届出書ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	刑事部組織犯罪対策課		
個人情報ファイルの利用目的	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び同施行規則に基づく事業者に対する援助講習(責任者講習)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
記録項目	 1 受理番号 2 届出事業者名・所在地・業種・電話番号・初代選任日 3 届出受理警察署 4 責任者氏名・生年月日・役職・専任年月日・受講日・前任者 		
記録範囲	責任者選任届出者		
記録情報の収集方法	責任者からの提出		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 秋田県警察本部広報広聴課情報公開センター		
THATME	(所在地) 〒010-0951 秋田県秋田市山王4-1-5		

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考	_	

個人情報ファイルの名称	安全運転管理者等管理業務ファイル		
行政機関等の名称	秋田県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	交通部交通企画課		
個人情報ファイルの利用目的	安全運転管理者制度に関する事務の適正な業務管理のために利用する。		
記録項目	1届出年月日、2届出者(使用者)の氏名、住所、電話番号及びFAX番号又は法人の名称、及び代表者の氏名、住所、電話番号及びFAX番号、3選任年月日、4安全運転管理者の氏名、生年月日、運転管理経験、5副安全運転管理者の氏名、生年月日、運転管理経験、6使用の本拠(名称、位置、業種別)、7職務上の地位、8安全運転管理者の運転免許内容、9副安全運転管理者の運転免許内容、10安全運転管理者の勤務態様、11副安全運転管理者の勤務態様、12安全運転管理者の略歴、13副安全運転管理者の略歴、14使用の本拠における自動車の台数・運転者数、15前安全運転管理者、16前副安全運転管理者		
記録範囲	安全運転管理者及び副安全運転管理者		
記録情報の収集方法	安全運転管理者等による届出		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	秋田県安全運転管理者協会		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号		
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	

	政令第21条第7項に該当するファイル
	□有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提	(名 称) 秋田県警察本部警務部広報広聴課
案を受ける組織の名称及び所	情報公開センター
在地	(所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号
行政機関等匿名加工情報の概 要	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	

個人情報ファイルの利用目的要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図る	/m + +n	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織 交通部交通企画課 の名称 集約した交通事故情報を元に統計情報を作成し、多角的な 個人情報ファイルの利用目的 要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図る	個人情報ファイルの名称 	交通事故統計に関するファイル
される事務をつかさどる組織 の名称	行政機関等の名称	秋田県警察本部長
個人情報ファイルの利用目的要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図る	される事務をつかさどる組織	交通部交通企画課
720712-13713 7 000	個人情報ファイルの利用目的	集約した交通事故情報を元に統計情報を作成し、多角的な 要因分析を行うことで、効果的な交通事故防止対策を図る ために利用する。
1 都道府県警察署等コード、2 本票番号、3 事故内容、4 3 者数、5 重傷者数、6 軽傷者数、7 乗車人員、8 路線コード 9 地点コード、10 交差点コード、11 市区町村コード、12 5 生年月日時分、13 昼夜、14 天候、15 地形、16 路面状態、17 道路形状、18 信号機、19 一時停止規制、20 車道幅員、21 道路線形、22 衝突地点、23 ゾーン規制、24 中央分離・施設等、25 歩車道区分、26 事故類型、27 特殊事故、28 億別、29 年齢、30 国籍・地域別コード、31 居住地コード、3 職業コード、33 免許証番号、34 運転資格、35 事故車種の減転免許経過年数、36 当事者種別、37 車両番号、38 用途別39 車両形状等、40 オートマチック車、41 サポカー、42 近行目的、43 選任事業所等、44 ライト点灯状況、45 タイヤ等の状況、46 反射材等使用状況、47 速度規制、48 初心運転標識、49 高齢運転者標識、50 危険認知速度、51 飲酒状況記録項目 52 携帯電話等の使用状況、53 カーナビ等の使用状況、54 転動運行装置の使用状況、55 法令違反コード、56 事故要因の分コード、57 行動類型、58 当事者の進行方向、59 車両の後突部位、60 車両の損壊程度、61 自体防護、62 プロテクターの装着、63 エアバッグの装備、64 サイドエアバッグの装備65 人身損傷程度、66 人身損傷主部位、67 損傷主部位の対態、68 人身加害部位、69 自宅からの距離、70 地点緯度(20 24 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	記録項目	1 都道府県警察署等コード、2 本票番号、3 事故内容、4 死者数、5 重傷者数、6 軽傷者数、7 乗車人員、8 路線コード、9 地点コード、10 交差点コード、11 市区町村コード、12 発生年月日時分、13 昼夜、14 天候、15 地形、16 路面状態、17 道路形状、18 信号機、19 一時停止規制、20 車道幅員、21 道路線形、22 衝突地点、23 ゾーン規制、24 中央分離帯施設等、25 歩車道区分、26 事故類型、27 特殊事故、28 性別、29 年齢、30 国籍・地域別コード、31 居住地コード、32 職業コード、33 免許証番号、34 運転資格、35 事故車種の運転免許経過年数、36 当事者種別、37 車両番号、38 用途別、39 車両形状等、40 オートマチック車、41 サポカー、42 通行目的、43 選任事業所等、44 ライト点灯状況、45 タイヤ等の状況、46 反射材等使用状況、47 速度規制、48 初心運転者標識、49 高齢運転者標識、50 危険認知速度、51 飲酒状況、52 携帯電話等の使用状況、53 カーナビ等の使用状況、54 自動運行装置の使用状況、55 法令違反コード、56 事故要因区分コード、57 行動類型、58 当事者の進行方向、59 車両の領突部位、60 車両の損壊程度、61 自体防護、62 プロテクターの装着、63 エアバッグの装備、64 サイドエアバッグの装備、65 人身損傷程度、66 人身損傷主部位、67 損傷主部位の状態、68 人身加害部位、69 自宅からの距離、70 地点緯度(北緯)、71 地点経度(東経)、72 乗車等の区分、76 曲線半径、77 縦断勾配、78 トンネル番号、79 高速特殊事故、80 当事台数両、81 高速行動類型、82 高速事故類型、83 車両組事故の対象物、84 臨時速度規制の有無、85 速度規制(臨時のみ)、86 停止表示器材表示の有無、87 交通傷害、88 高速道路走行距離、89 速度抑制装置装着状況、90 死亡年月日(30

記録範囲	道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、 車両、路面電車、及び列車の交通により引き起こされた人 の死傷を伴う事故の当事者	
記録情報の収集方法	交通事故当事者からの聴取等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号	
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	

個人情報ファイルの名称	高齢者安全・安心アドバイザー訪問ファイル
行政機関等の名称	秋田県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	交通部交通企画課
個人情報ファイルの利用目的	管内において、高齢者が関与する重大交通事故又は各種犯 罪被害が発生した場合は、再発防止のためその周辺の高齢 者宅について、集中的かつ速やかに訪問指導を行うために 利用する。
記録項目	1 訪問月日、2 担当者、3 訪問先(住所、面接、家族面接、ポスティング、拒否、氏名、性別、年齢、連絡電話、住居区分)、4 調査事項(交通手段、免許、受講歴、反射材)、5 特殊詐欺予兆電話等の経験(有無、連絡手段、対応、相談先、電話の交換、被害の有無、その他)、6 配布物等、7 指導事項、8 特記事項
記録範囲	訪問先の高齢者及び同居の高齢者家族(配偶者や兄弟など)
記録情報の収集方法	訪問先の高齢者等からの聴取
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	交通反則ファイル	
行政機関等の名称	秋田県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	交通部交通指導課	
個人情報ファイルの利用目的	交通反則通告事務の運用に用いる	
記録項目	1 告知番号、2 免許番号、3 マスタ区分、4 公示通告年月日、5 告知年月日、6 告知所属、7 住所コード、8 郵便番号、9 電話番号、10 住所、11 呼び名、12 氏名、13 生年月日、14 年齡区分、15 性別、16 違反発生年月日、17 違反車両、18 違反コード、19 反則金額、20 領収金額、21 領収年月日、22 領収区分、23 交付通告年月日、24 交付通告所属、25 交付通告状態、26 送付通告番号、27 同封区分、28 発送日(送付)、29 返戻年月日、30 返戻理由、31 特例通知番号①、32 特例出頭期限①、33 特例通知番号②、34 特例出頭期限②、35 交付嘱託番号、36 交付嘱託所属、37 発送日(嘱託)、38 嘱託理由、39 嘱託通告年月日、40 送致番号、41 送致先、42 送致年月日、43 逆送年月日、44 引継先、45 引継年月日、46 指示納付期限、47 指示前告知番号、48 本庁登録、49 予備	
記録範囲	交通反則通告制度に該当する交通違反を行った者	
記録情報の収集方法	交通反則切符の記載内容から収集する	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号	

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 ☑無	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	交通反則金ファイル
行政機関等の名称	秋田県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	交通部交通指導課
個人情報ファイルの利用目的	交通反則通告事務の運用に用いる
記録項目	1 告知番号、2 告知年月日、3 カナ氏名、4 生年月日、5 入力年月日、6 領収年月日、7 領収金額、8 金融機関、9 統計年月
記録範囲	交通反則通告制度に該当する交通違反を行い、銀行又は 郵便局で反則金を納付した者
記録情報の収集方法	交通反則金領収済通知書等の記載内容から収集する
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター (所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル □有 ☑無	口法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地		
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考		

	個人情報ファイル簿
個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル
行政機関等の名称	秋田県警察本部長
	運転免許センター、鹿角警察署、大館警察署、北秋田警察
個人情報ノアイルが利用に供	署、能代警察署、五城目警察署、男鹿警察署、秋田臨港警察
	署、秋田中央警察署、秋田東警察署、由利本荘警察署、大仙
の名称	
	警察署、仙北警察署、横手警察署、湯沢警察署
	運転免許証の交付及び返納、特定免許情報の記録、免許情報
	記録の書換え及び抹消、運転免許証又は免許情報記録の有
個人情報ファイルの作品自由	効期間の更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免
	許事務の適正な遂行を確保するために利用する。
	1氏名、2生年月日、3性別、4本(国)籍、5住所、6免
	許証番号、7有効期間の末日、8交付年月日、9照会番号、
	10 免許年月日、11 免許の種類、12 免許の条件等、13 限定
	解除年月日(5 t 限定)、14 最新併記年月日、15 特例免種
	状態、16 若年運転者期間、17 普通経験日数、18 違反、事故
	及び事案(重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの)の発
	生年月日時、19 事案点数、20 累積点数、21 違反名、22 違
	反車両、23 路線名、24 事故内容、25 事案名、26 処分年月
	日時、27 手配年月日、28 処分公安委員会、29 手配公安委員
	会、30 登録公安委員会、31 手配番号、32 処分種別、33 処
	分番号、34 処分日数、35 処分短縮日数、36 処分免種、37 若
	年特例取消免種、38 取消等該当関連情報登録年月日、39 取
	消等該当関連情報登録番号、40 取消等該当関連情報登録事
	案名、41 違反者講習済年月日、42 運転練習の方法、43 氏名
	等修正年月日、44 住所変更年月日、45 再交付年月日、46 最
	終違反年月日、47 最終事故年月日、48 最終事案(重大違反
	唆し等、道路外致死傷に係るもの)年月日、49事件番号、
	50 講習区分、51 満了日直前の誕生日、52 有効期間区分、53
	初心期間終了年月日、54 初心講習済年月日、55 再試験合格
	年月日、56 若年運転者講習済年月日、57 取消処分者等区分、
	58 取消処分者講習受講年月日、59 講習場所、60 講習番号、
	61 初心取消年月日、62 初心取消理由、63 再試験番号、64 初
	回更新者区分、65 特定失効等区分、66 更新申請県、67 命令
	種別、68 指定場所、69 指定等年月日、70 受検等年月日、71
	認知機能検査年月日、72 検査場所、73 検査番号、74 検査得
	点、75 検査結果、76 検査種別、77 検査種類、78 高齢者講
	習済年月日、79 実車指導結果、80 講習分類、81 講習種別、
	82 講習種類、83 運転技能検査年月日、84 運転技能検査得
	点、85 免許の申請年月日、86 免許の申請区分、87 質問票等
	回答年月日、88 質問票等回答内容、89 虚偽記載判明年月日、
	90 虚偽記載の有無、91 運転経歴証明書番号、92 運転経歴証
	明書交付年月日、93 運転経歴区分、94 顔写真、95 免許情報
	記録の番号、96 特定免許情報の記録年月日、97 免許情報記
	録の書換え年月日、98 免許情報記録の抹消年月日、99 運転
	経歴情報記録の番号、100 運転経歴情報の記録年月日、101
	失効確認日時、102 免許証返納年月日、103 免許証追加交付
	年月日、104 住所変更ワンストップサービス等の同意申請年
	月日、105 住所変更ワンストップサービス等の同意項目、106
	住所変更ワンストップサービス等の同意有効期間の末日、
	107 住所変更ワンストップサービス等の同意公安委員会名、
	108 受理番号、109 住所変更ワンストップサービス等の登録
	日時、110署名用電子証明書提供年月日、111署名用電子証
	明書発行番号、112署名用電子証明書発行番号登録年月日、
	113 マイナポータル連携実施日、114 オンライン講習区分、
	115 来場登録日、116 更新完了日、117 受講完了区分、118 動

	画視聴公安委員会、119 受講完了日時、120 顔画像(オンライン講習)、121 撮影時点、122 撮影日時、123 顔照合結果
	1現に運転免許を受けている者
	2運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのな
	いものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6
	月間 (ただし、平成 18 年8月 20 日以前の失効免許に係る
	ものは、その者の年齢が70歳になるまでの間)、拒否又は
	6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が 100
	歳になるまでの間。
	3被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。 4死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をした
	4死により運転光計が失効した者で、遅及行為等をした ことのないものは3年間、違反行為等をしたものは 13 年
記録範囲	ことのないのは3年間、建及行為寺をとたりのは 13年
	5免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたもの
	は、抹消に係る免許の有効期間経過後3年間。
	6無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で
	違反行為等をしたものは 13 年間 (ただし、その者の年齢が
	100歳になるまでの間に限る)、拒否又は6月以上の運転禁
	止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。
	7運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成 24 年 3 月 31 日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が
	120歳になるまでの間。
	運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請
	書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交
	付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び
記録情報の収集方法	点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・
	取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講
	習の受講、認知機能検査、運転技能検査の受検及び警察庁か
	らの通知
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁及び自動車安全運転センター秋田県事務所
	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課
開示請求等を受理する組織の	情報公開センター
名称及び所在地	(所在地)〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号
	1、4及び5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正
訂正及び利用停止に関する他	については、道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 94 条
の法令の規定による特別の手	第1項及び道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60
続等	号) 第20条第1項又は 同法第104条の4第5項及び同施行規則第30条の12第1
	向広第 104 余の 4 第 5 頃及び向施17 税則第 30 余の 12 第 1 項による。
	■法第 60 条第 2 項第 1 号
	(雪質処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	<u> </u>
	するファイル (マニュアル処理ファイル)
	□有 ■無
一行政機関等匿名加工情報の提	=+ 1/2
案の募集をする個人情報ファ	該当
イルである旨	(名 称)秋田県警察本部警務部広報広聴課
│行政機関等匿名加工情報の提 │案を受ける組織の名称及び所	(名 称) 秋田県警察本部警務部広報広聴課 情報公開センター
条を受ける組織の石が及びが 在地	「開報公開センター (所在地) 〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番5号
1 行政機関等匿名加工情報の概	
要	_
<u>要</u> 作成された行政機関等匿名加	_
	_

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその 旨	_
備考	